

## 第 1 号議案

### 令和 2 年度業務報告及び収支決算

#### 1 令和 2 年度業務報告

##### (1) 総会、理事会等

定款第 14 条に規定する会議を次のとおり開催した。

区 分	開催年月日	主な議事内容
第 1 回理事会（電磁的方法による理事会）	RO2.04.13	・ 総会資料検討等 ・ 日本技術士会の動向等
第 50 回通常総会 メール（電磁的方法による）総会	RO2.04.20	・ 平成 31 年度業務報告及び収支決算 ・ 令和令和 2 年度業務計画（案）及び収支予算（案）
第 2 回理事会（オンライン併用）	RO2.09.29	・ 森林部門技術士会の運営について（50 周年記念号発刊等） ・ （公社）日本技術士会の動向について
第 3 回理事会（オンライン併用）	RO2.11.24	・ 森林部門技術士会の運営について（50 周年記念号発刊等） ・ （公社）日本技術士会の動向について
第 4 回理事会（オンライン併用）	RO3.02.09	・ 森林部門技術士会の運営について（編集部会の在り方、運営基金の取り崩し等） ・ （公社）日本技術士会の動向について

##### (2) 業務執行体制

###### ア 理事会構成

会長 理事 根橋 達三  
副会長 理事 喜多山 繁、金子 詔、内田 勉  
専務 理事 城土 裕  
常務 理事 渡邊 悦夫、埋橋 一樹  
監 事 本山 芳裕 高橋 純一  
理 事 綾木 光弘 石田 祐二 石谷 栄次 伊東 秀美 金森 匡彦 木村 礼夫  
黒川 正美 櫻井 正明 柴田 直明 高木 茂 高原 繁 田中 一司  
田中 賢治 中島 義雄 中野 裕司 西村 和明 尾頭 誠 久道 篤志  
村田 光司 安田 伸生 矢部 三雄 山科 真一 渡辺 太一

###### イ 部会の設置

・ 業務を円滑に推進するため、部会を設置し運営した。

（各部会の担当業務）

部 会 名	担 当 業 務
総 務	森林部門技術士会の会計、技術士の活用及び他の部会に属さないことに関すること
C P D	CPD 研修全般の企画・調整に関すること
編 集	機関紙「フォレストコンサル」の編集・発行に関すること
林 業	研究例会及び現地研修会を実施する等会員の資質の向上、各種技術情報の収集、新技術の紹介及び普及啓発に関すること
森林土木	
森林環境	
林 産	

(部会長及び担当理事)

部 会 名	部 会 長	担 当 理 事
総 務	城 土	金子、喜多山、黒川、渡辺太一
C P D	田 中(一)	石田、(高橋)
編 集	内 田	西村、高原、田中(賢)、渡邊悦夫、(本山)
林 業	矢 部	高木、中島、金森
森林土木	櫻 井	石田、伊東、西村、安田
森林環境	中 野	久道、尾頭、山科
林 産	綾 木	石谷、木村、柴田、村田

( ) は監事

(3) 業務報告

ア 機関誌「フォレストコンサル」の発行

- ・会員相互の連携の強化、技術の向上と普及啓発、技術士制度の広報等を目的として、「フォレストコンサル」の第 160 号から第 162 号までを発行した。そのうち、第 161 号は森林部門技術士会創立 50 周年記念号として 9 月及び 12 月号の合併号として発刊した。
- ・配布先は会員・準会員・購読会員・賛助会員のほか、国立国会図書館、林野庁、森林管理局、(国研)森林研究・整備機構、都道府県林務担当部局等である。
- ・創刊号から 162 号までの会誌「フォレストコンサル」を HP 上に会員専用ページを設け、会員は閲覧できるようにした。

イ 研究例会等

- ・会員の資質の向上、継続教育 (CPD) として、各分会、各支部による研究例会を開催した。
- ・また、その概要を機関紙「フォレストコンサル」に掲載し、例会に参加できなかった会員への情報提供等を図った。

担当分会等	実施日	内 容	講 師
森 林 環 境	9月29日	森林保護と農薬「松くい虫問題から学ぶ教訓」	千葉大学名誉教授 本山 直樹氏
北海道支部	10月16日	北海道胆振東部地震 災害復旧地見学 ① 本郷地区、リハビリセンター、朝日地区 ② 厚幌ダム地すべり対策地見学	北海道胆振総合振興局森林整備課主幹 大谷 文弘 氏 他2名 日本工営(株)札幌支店技術第2部次長 高貝 暢浩 氏 他1名
森林土木	11月24日	① 太陽光発電に係る林地開発許可基準の整備について ② 長野県内の太陽光発電施設設置と林地開発許可について	① 林野庁治山課 海岸林造成推進官 永島 瑠美 氏 ② 長野県林務部 森林づくり推進課 企画官 向山 繁幸 氏

林業	2月9日	① 森林経営管理制度について ② 森林経営管理制度の取り組み ③ 森林経営管理制度の取り組み状況	① 前林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室長 安高 志穂 氏 ② 大館市産業部林政課 森林整備係 杉山 利久 氏 ③ 四万十市農林水産課 田中 邦典 氏
----	------	--	---

#### ウ (公社)日本技術士会における活動

・(公社)日本技術士会の理事会、部会長会議、委員会における活動に対し、本会から理事等が参画した。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ① (公社)日本技術士会理事会 | 埋橋 一樹 |
| ② 部会長会議         | 城土 裕  |
| ③ 倫理委員会         | 木村 礼夫 |
| ④ 総務委員会         | 中野 裕司 |
| ⑤ 企画委員会         | 黒川 正美 |
| ⑥ 研修委員会         | 山科 真一 |
| ⑦ 広報委員会         | 田中 賢治 |
| ⑧ 社会委員会         | 櫻井 正明 |
| ⑨ 国際委員会         | 久道 篤志 |
| ⑩ CPD 支援委員会     | 尾頭 誠  |
| ⑪ 防災支援委員会       | 内田 勉  |
| ⑫ 技術士資格活用委員会    | 内田 勉  |

#### エ (公社)森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)における活動

・(公社)森林・自然環境技術教育研究センターの理事として顧問、会長が参画した。

- |      |       |
|------|-------|
| ① 理事 | 弘中 義夫 |
| ② 理事 | 根橋 達三 |

#### オ 技術者教育認定制度に対する取り組み

・「日本技術者教育認定機構(JABEE)」の幹事学協会である「(公社)森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)」のプログラム認定審査業務等、積極的に参画した。

#### カ 技術士(森林部門)の活用及び技術士受験奨励に関する要請活動(令和2年10月15日)

・技術士は科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者として技術士法に基づいて認められた最高の国家資格であり、本会は技術士としての技術、識見及び技術者倫理を通じて広く森林、林業分野における社会貢献を目指す中で、林野庁等に対し、以下の内容の要望書を提出し、技術士(森林部門)の幅広い活用について陳情を行った。

(内容)

##### 1 技術士(森林部門)の3専門分野の積極的活用等

技術士(森林部門)は、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の3専門分野を包含しており、「森林・林業基本計画」を踏まえて、「林業・木材産業の成長産業化」や「地球温暖化防止や生物多様性の保全」の推進をはじめとする行政目標の達成とともに、森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、以下の業務における積極的な活用や登用等に特段のご配慮を頂きたい。

また、森林環境譲与税を財源として、都道府県や市町村が実施する森林整備の促進やこれに係る「地域林政アドバイザー制度」の活用等に当たっても技術士(森林部門)との密接な連携が重要であり、これら事業の実施に当たっても都道府県や市町村からの活用要望の提出・提案がより多くなされるようご配慮願いたい。

- (1) 森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定のほか、これまで取り組んできた地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画の策定とともに、林地台帳整備等を通じた地籍調査や境界明確化、山地保全・森林生態系保全等に係る研究・調査等に係る企画及び技術指導等の業務
- (2) CLT に代表される新たな木材製品の開発と実用化、地域材利活用及び木質バイオマスの利用の促進、SMC（サプライチェーンマネジメント）の構築等が喫緊の課題となっている中で、研究機関、木材産業分野の事業者等における企画及び技術指導等の業務
- (3) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者として、また、技術的知見に基づき政策・制度の意見具申等を行う各種審議会及び委員会委員としての業務

## 2 行政目標達成及び総合評価方式等に対応しての技術士の優先活用等

技術士（森林部門）は、技術者倫理に基づく行動規範を遵守するとともに CPD（継続研鑽）により社会経済の発展の中で新たな技術能力の習得に努めており、以下のような観点から、今後とも技術士（森林部門）の優先的活用方策や配置の義務化等についてご配慮願いたい。

- (1) 補助事業、委託事業の採択に当たっては、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の森林部門技術士の専門性を十分評価され、行政目標の達成に向けて優先的かつ積極的な活用を図ること
- (2) 各種事業の調査・設計及び施工管理等の業務において、品質確保等の観点から総合評価、企画公募等の方式の採用が拡大しており、当該業務における技術士（森林部門）の役割について、その評価段階において積極的に位置づけること

## 3 技術士試験の受験奨励

森林・林業行政目標の達成や成果品の品質確保、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、広く民間企業・団体等に対しても技術士試験（一次試験を含む）の受験奨励に特段の配慮を頂きたい。

## 4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は公益社団法人日本技術士会の技術士 CPD 認定会員として、あるいは公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センターの森林分野 CPD（JAFEE - CPD）会員として日夜研鑽に努めており、総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら CPD に積極的に取り組んでいる技術士について、的確に技術点評価がなされるよう一層の配慮を頂きたい。

## キ 技術士（森林部門）の活用促進

・林野庁からの要請に基づき、森林整備等に関して一定の知識を有する林業技術者を市町村が雇用等をして地域林政に役立てる取り組み、いわゆる地域林政アドバイザー制度に基づき、受け入れを希望する市町村リストを技術者に提示し、マッチング作業を行ったところであるが、これらを通じて技術士森林部門の活用促進に繋げて行くこととしている。

### (4) 会員の状況

#### ア 正会員の推移

(単位：人)

年 度	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02
会員数	436	424	440	457	477	491	531	532	539	544

注：各年度末であり、令和 2 年度は新規加入者 16 名、退会者 11 名の減で 5 名の増加があった。なお、会員数には選択科目間の重複者 14 名を含む。

#### イ 選択科目別会員数

(単位：人)

区 分	林業・林産	林業	森林土木	林産	森林環境	合 計
会員数（2 年度末）	3	106	363	44	28	544
会員数（元年度末）	0	111	360	42	26	539
増 減	3	△5	3	2	2	5

注：森林部門の会員数合計には、森林部門選択科目における複数科目の合格者を含む。

ウ 令和2年度 森林部門二次試験合格者状況（令和3年4月30日発表予定）

（単位：人・％）

区分 部門	2年度（未定）			元年度			合格者数累計
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
全部門合計				24,326	2819	11,6	125,629
森林部門				266	57	21,4	1,685
林業・林産				71	16	22,5	16
林業				—	—	—	432
森林土木				161	38	23,6	976
林産				—	—	—	149
森林環境				34	3	8,8	112

注1：全部門合格者累計には20技術部門及び総合技術監理部門を含み、合格者合計は昭和33年度から元年度末までである。出典は（公社）日本技術士会公表資料。

注2：森林部門の合格者数累計には、森林部門選択科目における複数科目の合格者を含む。なお、森林部門の合格者数合計は当会の記録に基づく。

エ 令和2年度 総合技術監理部門二次試験合格者状況（令和3年4月30日発表予定）

（単位：人・％）

区分 部門	令和2年度（未定）			令和元年度		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
全部門合計				3,180	490	15,4
森林部門				24	4	16,7
林業・林産				5	1	20,0
林業				—	—	—
森林土木				17	3	17,6
林産				—	—	—
森林環境				2	0	0

注：出典は（公社）日本技術士会公表資料。

オ 令和2年度 第1次試験合格者状況

（単位：人・％）

区分	受験申込者数	受験者数	合格者数	対受験者合格率
全部門	19,008	14,594	6,380	43,7
森林部門	305	232	76	32,8

注：出典は（公社）日本技術士会公表資料。

カ （公社）日本技術士会加入の会員数

（公社）日本技術士会における「林業部会」は昭和51年に設置され、平成16年から「森林部会」と名称を変更し、令和2年度末現在、森林部門技術士会の会員の185名が加入している。

## キ 賛助会員

(令和3年4月1日現在)

① (公社)大日本山林会	会 長	永田 信
② (一社)ジョフカ	会 長	小澤 普照
③ 国土防災技術(株)	代表取締役社長	相川 裕司
④ (公社)国土緑化推進機構	理事長	濱田 純一
⑤ (組)全国森林組合連合会	会 長	村松 二郎
⑥ (一社)全国林業改良普及協会	会 長	西場 信行
⑦ (一社)日本森林技術協会	理事長	福田 隆政
⑧ (一財)日本緑化センター	会 長	矢嶋 進
⑨ (一社)日本林業土木連合協会	会 長	新谷 龍一郎
⑩ 日本林道協会	会 長	山口 俊一
⑪ (国研法)森林研究・整備機構 森林整備センター	所 長	志知 雄一
⑫ (一財)日本森林林業振興会	会 長	沼田 正俊
⑬ (株)森林テクニクス	代表取締役社長	喜 力哉
⑭ (株)森林調査設計事務所	代表取締役社長	熊野 洋

## ク 顧 問

前森林部門技術士会会長

弘中 義夫

## 2 令和2年度収支決算

### (1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算	決算	増減	摘要
会員収入				
正会員	3,288,000	3,176,000	-112,000	会費 524 人分、入会金 16 人分
準会員	45,000	43,000	-2,000	準会員会費 13 人分、入会金 2 名分
賛助会員	850,000	850,000	0	
小計	4,183,000	4,069,000	-114,000	
参加費収入				
参加費	10,000	34,000	24,000	講演会 CPD 収入
小計	10,000	34,000	24,000	
雑収入				
利子収入	1,000	4,910	3,910	預金利子
広告収入	330,000	280,000	-50,000	フォレストコンサル 3 号分
購読収入	129,000	159,000	30,000	購読会員 53 人分
雑収入	0	0	0	総会懇親会中止のため
基金より繰入	0	1,000,000	1,000,000	
小計	460,000	1,443,910	983,910	
計	4,653,000	5,546,910	893,910	
前年度繰越金	4,512,000	4,512,238	238	
合計	9,165,000	10,059,148	894,148	

### (2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算	決算	増減	摘要
会議費				
総会費	50,000	0	-50,000	電磁的方法による総会に切り替え
役員会費	260,000	114,560	-145,440	理事会 4 回
その他	60,000	77,080	17,080	
小計	370,000	191,640	-178,360	
業務費				
事業費	3,630,000	3,576,782	-53,218	内訳別記
事務費	2,720,000	2,796,783	76,783	内訳別記
小計	6,350,000	6,373,565	23,565	
旅費・交通費	200,000	237,160	37,160	
計	6,920,000	6,802,365	-117,635	
次年度へ繰越金	2,245,000	3,256,783	1,011,783	注：「次年度繰越金」は、「郵貯銀行」普通 490,103 円、当座 1,310,453 円、「みずほ銀行」 1,436,734 円、現金 19,493
合計	9,165,000	10,059,148	894,148	

事業費内訳

区 分		金 額 (円)	摘 要
「フォレストコンサル」発行	印刷費	1,401,624	3号分 (159~161号) (記念号含む)
	原稿料	888,383	
	発送費	339,344	
	計	2,629,351	
名簿編纂・発行		745,901	
研究例会 (会議室使用料等)		0	
加盟団体会費	(一社) 日本林業協会	0	次年度払い
	(一社)JAFEE	50,000	
	計	50,000	
	支部活動支援金	50,000	北海道支部
振込手数料		101,530	
合 計		3,576,782	

事務費内訳

区 分	金額 (円)	摘 要
部会事務費	0	
通信費	190,248	ネット使用料、メール便、切手等
コピー、消耗品費、その他	70,275	資料コピー代、文具等
事務所費	416,760	貸室料
人件費	2,119,500	
合 計	2,796,783	

(3) 運営基金

運営基金についてはフォレストコンサル50周年記念号発刊に伴う経費増に対処するために、100万円の取り崩しを行った。(令和3年2月9日第4回理事会において承認)

(単位：円)

区 分	金 額
平成2年度期首	2,000,000
令和2年度積立	0
運営基金繰出	1,000,000
令和2年度期末	1,000,000

注：運営基金は、郵貯銀行に「定額貯金」として預け入れている。

# 監 査 報 告

令和3年4月12日

森林部門技術士会

会長 根橋 達三 殿

監 事      本 山 芳 裕      ㊟

監 事      高 橋 純 一      ㊟

森林部門技術士会の令和2年度の収入、支出等にかかわる経理状況について、  
城土専務理事立会いの下に監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

以上

## 第 2 号議案

### 令和 3 年度業務計画及び収支予算

#### 1 令和 3 年度の業務計画

##### (1) 部会活動の活発化

我が国はパリ協定を踏まえて令和 32(2050)年度までに温暖化ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げており、森林・木材政策においても地球温暖化防止等に貢献するため森林資源の一層の充実を計画的に推進することが求められている。

このため森林環境譲与税の活用による森林整備や地域林政アドバイザーの雇用等による適切な森林管理に加え、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を確実なものとするための森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や経営の集積・集約化を進める地域の基盤整備等の取り組みが重要である。

一方、令和 2 年 7 月豪雨等により被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援し、間伐の推進等災害に強い森林づくりを推進し、森林の防災・保水機能を発揮する必要がある。加えて、東日本大震災から 10 年が経過し、復興に向け、海岸防災林の着実な整備等が引き続き求められている。

本会としては、このような状況の下で、森林・林業及び林産業の活性化、国土の復旧・復興、そして森林環境の保全に向け、森林部門の専門技術者として、提言を行っていくこととする。

##### (2) (公社) 日本技術士会の活動の推進及び連携強化

(公社) 日本技術士会は、令和 3 年度の活動方針について、文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会の検討報告をもとに、技術士の活用の促進、技術士資格の取得を通じた資質能力の向上等についてさらに検討を深めるとともに、その活動基盤としての会員拡大を図ることとしている。

本会としてもこれらの活動方針を踏まえ、その活動に積極的に参画し、会員の(公社) 日本技術士会への加入促進に努めるとともに、森林部門の技術的特質等に基づく提言・要望等を行っていくこととする。

森林部門技術士会は(公社) 日本技術士会森林部会と従来より講演会を共催する等の活動を続けてきたところであるが、講演会において対面とオンラインとの併用により受講者が大幅に増加しているところであり、両者の経費分担を明確にして共催活動を継続・発展することが求められている。このため、(公社) 日本技術士会森林部会と経費支弁に関する覚書を交わし相互信頼のもとに透明性の高い連携強化、活動の充実を図ってゆくこととする。

##### (3) 会員相互の連携の緊密化

会誌「フォレストコンサル」は創刊号から最新号から 162 号までを HP の会員専用ページで会員は閲覧できるようにしているところであるが、今後とも「フォレストコンサル」の内容の充実を努めることとする。

特に、今年度からは会員の幅広い層からの投稿を促すために、編集部会委員に加え、会長、副会長、専務理事、常務理事、各分野部会長を含む拡大編集委員会を設置し、広く投稿者の掘り起こす体制の整備・充実を図ることとする。

さらに、引き続き本年度も森林・林業動向や研究例会の開催等について、同報メールやホームページにより、リアルタイムで会員に情報提供を行うこととする。

##### (4) 技術士継続教育(CPD)の普及指導及び定着

技術士が高等の専門技術者として社会的評価を獲得するため、技術士法において資質向上の責務が課せられており、CPD の実行を通じて技術力の維持・向上、倫理観と品格の向上に努めることが期

待されている。

本会としても、会員が CPD 制度を的確に理解し、その実行が図られるように引続き指導普及に当たるとともに、(公社)日本技術士会の CPD 及び(公社)森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)の実施する森林分野 CPD の運営にも積極的に参加し、会員の学習機会の充実に努めることとする。

#### (5) 技術士（森林部門）の活用促進

技術士の幅広い活用について林野庁、都道府県等関係機関への陳情活動を充実するとともに、技術士制度の適正な運用について理解と協力を求めることとする。また、引き続き、「市町村が主体となった森林整備対策」における「地域林政アドバイザー制度」のアドバイザーとしての参画要請や国際協力事業における治山技術者等の派遣要請等について積極的に対応し、活用促進を図ることとする。

#### (6) 技術士制度の PR 及び本会会員の加入促進

森林部門技術士会の日常活動や PR を通して、本会への継続加入や新規の加入促進に努めることとする。このため、広く新規合格者、既存の未加入技術士をはじめ、近年合格者が増大している官公庁職員に対しても本会への勧誘に努めることとする。

#### (7) (公社) 森林・自然環境技術教育研究センターとの連携

(公社)森林・自然環境技術教育研究センターにおける JABEE 認定の森林分野における活動に加え、森林保全・管理技術に関する事業や CPD をはじめとする技術者支援活動は、本会にとっても有益な共有基盤となる観点から、今後とも緊密な連携を図ることとする。

## 2 令和3年度収支予算

### (1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	増 減	摘 要
会員収入				
正会員	3,288	3,288	0	正会員 540 人分 (会費 3,240 千円) 入会 24 人分 (入会金 48 千円) 準会員 15 人分 (会費 45 千円) 退会 (1 社)
準会員	45	45	0	
賛助会員	840	850	-10	
小計	4,173	4,183	-10	
参加費収入				
参加費	50	10	40	研究例会参加費
小計	50	10	40	
雑収入				
利子収入	1	1	0	フォレストコンサル 4 号分 購読会員 43 人
広告収入	330	330	0	
購読収入	129	129	0	
雑収入	0	0	0	
小計	460	460	0	
運営基金繰入金	0	0	0	
計	4,683	4,653	30	
前年度繰越金	3,257	4,512	-1,255	
合計	7,940	9,165	-1,225	

### (2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	増 減	摘 要
会議費				
総会費	100	50	50	懇親会の中止 理事会費
役員会費	260	260	0	
その他	60	60	0	
小計	420	370	50	
業務費				
事業費	2,750	3,630	-880	内訳別記 内訳別記
事務費	2,740	2,720	20	
小計	5,490	6,350	-860	
旅費・交通費	200	200	0	
当期支出計	6,110	6,920	-810	
運営基金積立金	0	0	0	
予備費	1,830	2,245	-415	次年度繰越金
合計	7,940	9,165	-1,225	

事業費内訳

区 分	金 額 (千円)	摘 要
「フォレストコンサル」発行	2,300	4号分
名簿編纂・発行	0	
会議室使用料(研究例会等)	200	会議室使用料、交通費、講師資料作成費等
加盟団体会費	(一社)日本林業協会	50
	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	50
	計	100
支部活動支援金	50	北海道支部
振込手数料	100	
合 計	2,750	

事務費内訳

区 分	金 額 (千円)	摘 要
部会事務費	200	50千円×4部会
通信費	250	ネット使用料、メール便、切手等
コピー・消耗品費	70	資料複写、用紙、文具、事務機器経費等
事務所費	420	
人件費	1,800	
合 計	2,740	

(3) 運営基金

(単位：千円)

区 分	金 額
令和3年度期首	1,000
令和2年度積立	0
運営基金繰出	0
令和3年度期末	1,000

# 森林部門技術士会 定 款

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、森林部門会技術士会と称する。
- 第2条 本会は、事務局を東京都におく。
- 第3条 本会は、会員相互の連絡と協力を基調とし、技術士の地位の向上と制度の普及を通じて技術士業務の発展を図り、もって国土の保全・開発と林業・林産の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 会員相互の連絡と協力を密にするための活動
  - (2) 会員の技術士業務開発に関する活動
  - (3) 会員の技術士業務遂行に関する支援
  - (4) 会員の技術を通じての一般社会に対する寄与
  - (5) 政府及び公共団体などに対する協力
  - (6) 政府及び公共団体などに対する意見の具申
  - (7) 会誌の発行
  - (8) 調査研究の実施
  - (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員及び会費

- 第5条 本会の会員は、正会員・準会員及び賛助会員とする。
- 2 正会員は、森林部門の技術士及び技術士本試験合格者で、本会に入会の申し込をしたものとする。
  - 3 準会員は、森林部門の技術士補及び技術士第1次試験合格者で、本会に入会の申し込をしたものとする。
  - 4 賛助会費は、本会の趣旨に賛同し、第6条の会費1口以上を納入する個人又は法人で、本会理事会が入会の承認をしたものとする。
- 第6条 正会員の会費は、年額 6,000 円、準会員の会費は、年額 3,000 円とする。
- 賛助会員の会費は、年額 1 口 1 万円とする。
- 2 前項の会費は、入会当初は入会時に、次年度以降は毎年 4 月に本会に納入するものとする。
  - 3 正会員及び準会員は、入会時に入会金 2,000 円を納入するものとする。
- 但し、準会員より正会員になったときは入会金を要しない。
- 第7条 本会は、必要に応じ支部及び専門部会をおくことができる。
- 第8条 正会員が本会の目的に反する行為もしくは技術士の品位を失うような行為をしたとき、又は、会員が引き続き 2 年度に

位を失うような行為をしたとき、又は、会員が引き続き 2 年度にわたり会費を納めないときは、理事会の決議により除名することができる。

## 第3章 役 員

- 第9条 本会に、次の役員をおき選出は次のとおりとする。
- |     |        |
|-----|--------|
| 会 長 | 1 名    |
| 副会長 | 若干名    |
| 理 事 | 30 名以内 |
| 監 事 | 2 名    |
- 正副会長は理事の互選とし、専務理事及び常務理事は会長が理事のうちから指名する。
- 第10条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 第11条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。専務理事及び常務理事は、会長の命を受け会務を処理する。

- 3 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議決定し、会長を補佐して事務の実行に当たる。

- 4 監事は、会の会計を監査する。

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じ、会長が補充の必要を認めたとときは、会長が理事会の承認を得て補充することができる。

但し、補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第13条 本会は、理事会の承認を得て、顧問、参与をおくことができる。

- 2 顧問、参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを召集する。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。

- 4 定例理事会は、毎年1回開催し、理事会は必要に応じ開催する。

第15条 総会においては本定款において別に規定するもののほか、次の事項を付議する。

- (1) 業務計画及び予算の決定
- (2) 業務報告及び決算の決定

(3) 本会定款の改廃

(4) その他理事会において、総会に付議する必要があると認められた事項

第16条 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 総会の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第17条 理事会は、理事の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、出席理事の2分の1以上の賛成をもって決定する。

3 理事会は、次の事項の審議又は処理に当たる。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 総会により委任された事項

(3) その他運営または活動に関する事項

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 付 則

この定款は平成24年4月1日から施行する。

(平成 2年6月29日改正)

(平成 9年6月20日改正)

(平成 14年5月30日改正)

(平成 16年4月26日改正)

(平成 23年4月18日改正)